

ID: 266

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	名寄市墓地条例 第16条		
例規番号	令和2年条例第42号		
<p><b>【根拠条文】</b> (過料) 第16条 市長は、墓地等内の土地、施設若しくは樹木等を損傷し、又は許可なく使用した者に対して、5万円以下の過料を処することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日